

令和7年9月3日

見附のイメージキャラクター
ミツケ

— あなたの命を守る — マイナ救急が始まります

見附市消防本部では、総務省消防庁と連携して、マイナ救急（マイナンバーカードを活用した救急業務）の運用を開始します。この事業は、全国すべての消防本部が参加して、救急業務の迅速化・円滑化につなげる取り組みです。

●マイナ救急開始日 10月1日(水) 8:30～

●マイナ救急とは

救急隊員が、傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者の病歴や薬の処方歴、病院の受診歴などの医療情報を閲覧します。閲覧した情報は、傷病者がより適切な処置を受けるため、適切な搬送先病院の選定をするために活用します。

マイナ救急を利用するためには、マイナンバーカードを救急隊へ提示し、救急隊が医療情報を閲覧することに同意していただくことが前提となります。

●マイナ救急で期待されるメリット

- ・自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊に正確に伝えることができる
- ・搬送先病院の選定や適切な処置が実施できる
- ・搬送先病院で治療の事前準備ができる

●マイナ救急を利用するための準備

- ①マイナンバーカードの取得
- ②健康保険証の利用登録
- ③マイナンバーカードを普段から持ち歩く

【本件の問合せ先】

消防本部救急課 担当:羽賀・荒川 ☎ (0258) 62-0555 (内線 218)

送信枚数 2 枚 (この表紙含む)

発行者: 見附市役所 企画調整課 秘書広報室 高橋 (内線 315)

☎ (0258) 62-1700 FAX (0258) 63-1006



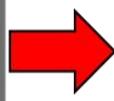
あなたの命を守る マイナ救急 始まる



マイナ救急とは・・・

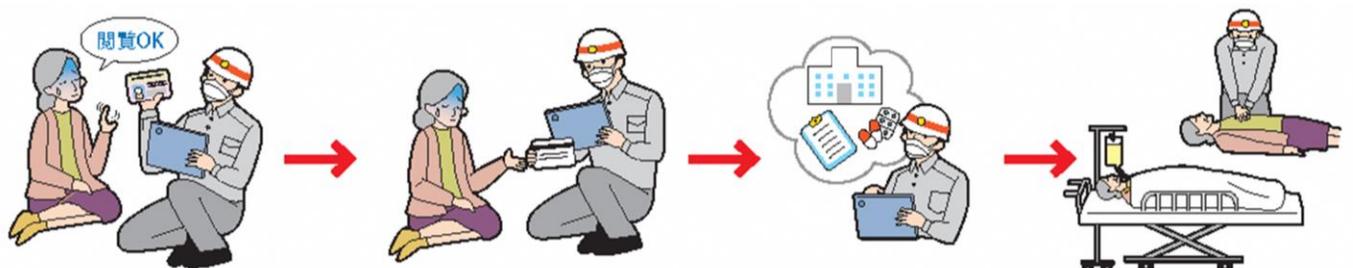
救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・ 傷病者の説明負担が軽減されます
- ・ より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



①傷病者が情報閲覧に同意する

②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要

③隊員が医療情報を閲覧する

④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

令和7年10月1日から開始

実施救急隊数：3隊



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます



総務省消防庁 × 見附市消防本部

【お問い合わせ】
見附市消防本部救急課
TEL：0258-62-7713